

【会則変更（案）】～同志社校友会 大阪支部会則 第四章第1節の次節に挿入

第2節 常任理事（企業同志社会）

第20条 職務

企業同志社会とは、企業・団体内の同志社校友の任意組織を指し、常任理事（企業同志社会）は、所属する企業・団体内の同志社校友を代表して、本会則の定めならびに総会の議題に基づき、本会の業務を執行する。

第21条 選任

1. 常任理事（企業同志社会）は、総会において会員且つ当該企業・団体の中から選任する。
2. 転勤等によりその職を任期途中で辞任する場合は、当該常任理事が会員の中から補欠常任理事を指名することができ、総会もしくは常任理事会の承認を以って選任する。

第22条 任期

常任理事（企業同志社会）および補欠常任理事の任期は第19条と同一とする。

第23条 年会費に関する特例

補欠常任理事が選任された場合の年会費は、同一年度内で前任者等が納付済の場合、当該年度分を免除扱いとする。